平成２８年（フ）第５２号
福岡県行橋市大字稲童2607番地３、開始決定時の住所福岡県行橋市大字寺畔270番地１
破産者　宮木　道弘
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
北海道苫小牧市ときわ町５丁目４番16号
破産者　木村　尚規
１　決定年月日　平成29年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１９２号
秋田市飯島鼠田２丁目４番15号
破産者　遠藤　孝男
１　決定年月日　平成29年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１９号
福島県伊達郡川俣町大字小神字下都ノ内16番地の１
破産者　高橋　智子（旧姓三上）
１　決定年月日　平成29年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第２９７号
茨城県那珂市後台1487番地21
破産者　久野　桃子
１　決定年月日　平成29年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２９８号
宮城県多賀城市山王字掃下し２番地の11ハートフル奏201、開始決定時の住所茨城県土浦市中高津１丁目23番38号　アイフィールドⅠ番館204
破産者　久野　秀之
１　決定年月日　平成29年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３３１号
兵庫県西宮市名塩さくら台３丁目９番地16
破産者　宇都　和文
１　決定年月日　平成29年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第５０７号
岡山市北区西古松１丁目24番６号、旧住所鹿児島市草牟田１丁目28番24号
破産者　富山　光高
１　破産債権の届出期間　平成29年８月18日まで
２　一般調査期日　平成29年９月20日午前11時40分
平成29年６月19日
岡山地方裁判所第３民事部

破産管財人変更

平成２７年（フ）第１２１７号
千葉市花見川区花園３丁目15番６号
破産者　有限会社花園クリーニング
破産管財人　横溝　　昇が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　丸島　一浩
平成29年６月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１８号
千葉市花見川区三角町12番地２
破産者　小野　　実
破産管財人　横溝　　昇が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　丸島　一浩
平成29年６月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

債権者集会招集

平成２８年（フ）第３８０６号
大阪市天王寺区北河堀町10番８－805号
破産者　株式会社ベリー
１　期日　平成29年７月18日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年６月16日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第６号
岐阜県関市市平賀76番地の３
清算株式会社　株式会社豊屋商店
代表清算人　前田　栄子
１　決定年月日　平成29年６月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

平成２９年（ヒ）第１００４号
広島市東区牛田新町２丁目４番19号
清算株式会社　河崎開発株式会社
代表清算人　岩田　昭彦
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第１００１号
兵庫県三田市三輪２丁目１番12号
清算株式会社　株式会社エポック・システム
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１号
滋賀県彦根市金沢町1060番地１
清算株式会社　株式会社滋賀興産
代表清算人　平野　　武
１　決定年月日　平成29年６月16日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入する。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３項の劣後債権を除き開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
本協定認可決定確定後１ケ月以内に、次のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に一般債権と弁済額の差額について免除を受ける。
記
当該債権額の元金額（保証協会による求償権については代位弁済額）を基準債権額として、金1707万8577円を基準債権額により按分してプロラタ債権額を算定する。
⑵　追加弁済
ア　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清